

兵庫津諸問屋車屋五兵衛家の営業形態

加納 亜由子

はじめに

本稿は、兵庫津の諸問屋について、宝塚市立中央図書館市史資料室所蔵の車田家文書を手がかりに、その営業形態を明らかにすることを目的にしている。

兵庫津の問屋は商船が積んできた多様な商品を一手に引き受ける営業形態で、特定の商品だけを取り扱う專業問屋化が進まず、後に諸問屋とよばれるようになった⁽¹⁾。諸問屋が商船と取引して商品を一括して引き取り、仲買がこれを品目別に購入するという取引が行われていた。

兵庫津の諸問屋について⁽²⁾、江戸時代都市部の商業組織を研究した宮本又次氏は、各種の物品を扱う「諸物品問屋」に属する形態で、明和六年に兵庫津が幕府領となったことを受けて諸問屋株が設定されたこと、各国の船が積んで来た諸商品を委託販売する業態で、その相手は穀物仲買・干鰯仲買などの仲買であったことを指摘している。そのほかに、尾州廻船・内海船との関わりから兵庫津の問屋業にふれる斎藤善之氏の研究、大坂との利害関係から兵庫津商業の発展や流通機構の変遷、都市兵庫津の盛衰をたどる中部よし子氏の研究がある。ただし兵庫津の問屋そ

れ自体を取りあげた専論はなく、斎藤氏・中部氏以降は研究の大きな進展がみられない。仲間組織や尾州廻船との取引についての研究が進展してきた一方で、兵庫津の諸問屋の経営実態の解明が手薄になっている。

一般的に、流通の中継拠点である都市や港町では、問屋や仲買とよばれる商人が商品流通の中核を担うが、その存在形態は都市ごとに取り扱い品目ごとに多様なあり方を示す⁽³⁾。大坂と競合しながら経済発展をとげた兵庫津の商慣行について、具体的な史料からその実態を描き出すことが求められよう。

車田家文書とは、兵庫津新町の商人、車屋五兵衛家の商家経営文書である。車屋五兵衛家は、尾州廻船と取引する兵庫津の有力な問屋として広く知られる存在である⁽⁴⁾。車田家文書は数百点程度の史料点数で決して大きな史料群ではないが、その価値はとても大きい⁽⁵⁾。

本稿ではこの車田家文書を手がかりに、兵庫津諸問屋車屋五兵衛家の営業形態を明らかにする。兵庫津の諸問屋の中には北風荘右衛門のように自家の廻船を所有し廻船経営にも進出した商人もいるが、本稿ではそれらの事例に触れることはしない。研究蓄積の乏しかった兵庫津の商家研究に資する基礎的な情報を提示するという観点から、車屋五兵衛家という個別経営の経営実態を提示したい。

1 兵庫津諸問屋の仲間組織と仲間規則

(1) 兵庫津諸問屋の仲間組織

本章では、諸問屋を営んだ車田五兵衛家の資料を読み解く前提として、兵庫津諸問屋の仲間組織のあり方を概観しておきたい。

江戸時代の兵庫津は、流通経済の発展を背景に、瀬戸内航路・太平洋航路への積み替え港（中継港）として繁栄した。兵庫津の諸問屋は、西国諸国や北国の物資が集散する兵庫津で、船が積んできた諸商品を委託販売する商人である⁽⁶⁾。米や干鰯をはじめとした「諸種の商品」を取り扱うことが特徴で、委託販売の相手は穀物仲買や干鰯仲買であった。

諸問屋の先駆けは、中世兵庫津の問丸だとされる。江戸時代前期、延宝年間（一六七三～一六八一）には、摂津灘目の村々で問屋商いをするものが増えたことを受けて、これらの営業規制を領主（尼崎藩主）に願い出た⁽⁷⁾。尼崎藩は大坂―兵庫津間の浦々での問屋商売を停止させるとともに、兵庫津の問屋一三六軒を「問屋商売」として免許したという。江戸時代前期の兵庫津は、大坂が商業都市として繁栄した影響を受けて一時衰退したものの、尼崎藩の保護のもとで、港湾と市場の機能を持つ港町として機能していた⁽⁸⁾。

明和六年（一七六九）、幕府は、尼崎藩領だった武庫郡今津村・八部郡兵庫津の海岸部を幕府領として上知した。兵庫津の問屋は上知後すぐに諸問屋株仲間の認可を願い出たものの、八年十二月に江戸・大坂の商人三名に兵庫津諸問屋株一二〇株が許可された⁽⁹⁾。これは、江戸・大坂の商人が兵庫津より多い冥加銀額を提示して出願したことによるもので（七年六月出願）、兵庫津諸問屋はこの株を銀七〇貫目で買い取り、同九年

（「安永元、一七七二」）に兵庫津諸問屋株一二一軒が許可された。

株仲間とは、商工業者による独占的な同業者組織である。株仲間はさまざまな申し合わせを行い、加入者が守るべき仲間規約を取り決めた。株とは職業上・営業上の権利をさす用語で、株を持つ（株仲間への加入を認められた）ものだけがその商いを営むことができた。兵庫津の諸問屋仲間でも規約を作っており、天保十二年（一八四一）十月の「諸問屋仲間定書」が伝わっている⁽¹⁰⁾。この「諸問屋仲間定書」は全十八か条で、公儀法度を守ること、兵庫津諸問屋が取り扱えない商品のこと、無株のものによる問屋商いの禁止、すでに他の諸問屋の顧客になっている客船とは新規取引しないことなどが取り決められている。

天保の改革により同十三年に株仲間停止が始まり、兵庫津の諸問屋は諸国諸荷物諸問屋（諸国諸荷物諸払屋）と改称した。株仲間停止によって問屋商いに新規参入しやすくなり、旧来は大坂商人しか取り扱えなかった砂糖を扱うものが現れたり、廻船側が取引先の問屋を変えたりするなど、それまでの取引慣行とは異なる動きがみられるようになった。

嘉永四年（一八五一）の株仲間停止令廃止により兵庫津の株仲間も再興された。再興後の兵庫津諸問屋は九四軒で、株仲間停止の時期に新規参入した「無株」の問屋が仲間加入を願い出る動きが起きている。

(2) 天保以前の仲間規則

前節で触れたとおり、兵庫津諸問屋仲間の規則については、天保十二年十月の「諸問屋仲間定書」が伝わっている。明和九年に諸問屋一二一株が株仲間として認可された頃には何らかの規則・規範のようなものがあつたと推定できるが、具体的なものとは確認されていない。

ここでは、車田家文書に残された次の二点の資料から、明和九年から天保年間の約七十年の取引慣行を整理しておきたい⁽¹⁾。

資料1 一札

一 私先々代善右衛門義、尾州紀州両国之内、内海・西端・東端・師崎・大泊・久村・中須・熊野浦ニ御客馴染有之候ニ付、安永年中御仲間加入之儀願出候砌、右客浦之間屋六軒之衆中より巨障被申立、加入難相成候処、段々御断申上、右客方より被積登候米穀之外荷物へ一切相携申間敷候、尚至後年、米穀類をも右六軒之間屋ニて売被申候共、一言之子細申間敷段、証文差入候ニ付、御聞届被成下、願之通御仲間加入被成下、是迄相続仕来候中、右枢機ヲ持尾州 大野 常滑 大谷 野間 小之浦 吹越 須佐 日間賀 大井 富貴 半田 亀崎 三州 鶴ヶ崎 勢州 村松

右之通、先規之外御客先相増候度毎ニ、前年之規矩ヲ以、米穀類者私方支配仕、其外諸荷物当時座古屋兼太郎殿・車屋五兵衛殿両家ニて致支配被来候折節、此度私勝手ニ付前願御客先不残米屋清兵衛殿へ預ケ度段、御仲間へ願出候廉、右両人へ及対談候処、米屋清兵衛殿御客先淡路船所業之儀者尾州船似寄之荷扱ニ付、紛敷旨被申立、容易承知無之段御尤ニ奉存候、此度之儀者全米屋清兵衛殿へ諸事支配相願候のみニて、是迄之通御客人不残私方ニ止宿被致候ニ付、右御客人者不及申、先規仕来通以後右同国新客之荷物たりとも、米穀之外為相携申間敷旨申入、対談行届候ニ付、願之通御聞届被成下忝奉存候、為後証一札仍而如件

天保十亥年 渡海屋 善右衛門

前書善右衛門願之通供々御願申上候処、御承知被下忝奉存候、然ル上者先規仕来之廉ヲ以、右御客先之儀者不及申、同国新規之御客船たりとも米穀之外相携申間敷候、勿論後々年至り右両家ニて米穀商内被致候とも、一言之妨申間敷候、若不筋之儀有之節者、株札御取放被成候とも一言之子細申間敷候、為後日奥書如件

米屋 清兵衛

右之通対談仕候儀、相違無御座候ニ付奥印仕候処、尚無違失可相守段被仰付、右写書御下ケ被成下難有奉畏候、以上

座古屋 兼太郎

代判 権兵衛

車屋 五兵衛

諸問屋 御年寄衆中

御年行司衆中

この資料は、兵庫津諸問屋の渡海屋善右衛門が諸問屋仲間に差し入れた証文で、同家の顧客と取り扱える積荷の種類について関係者と対談した事項とその結論（以下a～d）が書かれている。渡海屋善右衛門は安永期には兵庫津諸問屋仲間の惣代を務めた有力問屋であり、尾州廻船・内海船が兵庫津で取引する際の拠点問屋になっていた⁽¹²⁾。

（a）安永年間に渡海屋（私先々代善右衛門）が仲間加入を願い出た時に、「内海・西端・東端・師崎・大泊・久村・中須・熊野浦」（右客方）を顧客とする問屋六軒から差し障りを申し立てられたので、約束事を取り決めた証文を差し入れて仲間加入が認められた。取り決めの内容は、①右客方から積み登ってきた米穀以外は扱わない、②米穀類を六軒の間屋が取り扱うことがあっても異議を申し立てない、の二点であった。

(b)その後、私方(渡海屋)の顧客が増えるたびごとに、「前年の規矩」のとおり米穀類だけを渡海屋が取り扱い、その他の諸荷物は座古屋兼太郎・車屋五兵衛が取り扱ってきた。

(c)このたび荷物の取り扱いを米屋清兵衛に頼もうとしたところ、「尾州廻船の業態が、すでに米屋の顧客になっている淡路船と類似している紛らわしい」という理由で、座古屋・車屋から異議申し立てがあった。(d)荷物などの取り扱い先を米屋に頼む件について、客人の宿泊は従来通り私方(渡海屋)とする。顧客・積荷については「先規仕来り」とおり尾張・三河・伊勢の新規客や積荷であっても、米穀のほかは取り扱わないこととする。

この資料から、天保十年頃の兵庫津の諸問屋仲間では、①新規開業するときは諸問屋仲間への加入を届け出る(諸問屋株を取得する)、②顧客や取り扱いについて他の諸問屋と競合しないようにすみ分ける、という取引慣行があったことが分かる。この慣行は渡海屋が諸問屋に加入しようとした安永年間にはすでに成立しており⁽¹³⁾、天保年間に至ってもなお効力を持つものであった。

諸問屋は船宿業務を兼ねており、港に入った客人(廻船の船頭たち)を宿泊させることになっていた。資料1では荷物の取り扱いは米屋清兵衛、客人の宿泊は渡海屋善右衛門という妥協案が提示されているが、本来であれば、客人(廻船の船頭たち)を宿泊させる船宿業務は、当該廻船の積み荷を取り扱う権利に付随するものだったと考えられる。

なお資料中には、諸問屋の取引慣行について「先規」と「前年の規矩」二種類の用語が出てくる。「先規」とは前からの慣習や取り決め、「規矩」とは規則や行動規範を表す用語である。この「前年の規矩」と

いう語の定義をめぐって、次の資料を見ておきたい⁽¹⁴⁾。

資料2 乍憚口上

一私方客船尾州知多郡富貴村田中平右衛門殿、先月廿七日干鯛并ニメ粕被積登商内仕候、外ニ荏種菜種少々被積登候由ニ付相尋候処、平右衛門殿被申候ニハ、右者升もの、義、磯之町渡海屋豊次郎方ハ段々零落之上、当季米穀不引合ニて、売買共甚淋敷相歎居候間、右両品者同人方ニて商内為致呉候様ニ御頼談御座候、客人之義難默止候へ共、左様成行申候て者前年之規矩相立不申候間、如何ニ候得者、此度之品ニ限渡海屋方へ口銭相納候様可仕候、乍去仕切書之儀者下拙名前歟又者両名之仕切ニも可致様御答申置候、其後承り候へ者右之品渡海屋豊次郎殿ニて商内被致候ニ付、同人へ及駈合候処、右平右衛門船之儀前年初発入船之砌より三州鍋釜等商内致来候義も有之、此度之義ハ聊之商内ニ候へ者、左様不被申とも宜敷哉と、一円訳立候義不被申呉候ニ付、不得止事書付ヲ以左ニ御伺奉申候

右平右衛門殿最初入船之義者、凡弐拾ヶ年余以前、尾州内海何某枢機ヲ以渡海屋方へ入舟被致候へとも、安永年中之規矩ヲ以米穀之外荷物者初発より下拙方ニて売買とも商内仕来罷在候、尤前書奉申上候通り鍋釜商内致来候様被申居候へとも、右者全三州外客方鑄物屋より仕送り之品ニて平右衛門殿商内物ニ者無之、同船運賃積ニて魚棚町石屋吉兵衛殿へ送り付ニ相成居候様相心得申候ニ付、是迄穿鑿者不仕候、既前書之通米穀之外荷物之儀者最初より下拙方ニて商致来候義ニ御座候処、右様自俣ニ商内被致候て者、末々ニ至、規矩混雜可仕候と歎ヶ敷奉存候

右之通自俣商内被致候て者前年之規矩取離候哉ニ懸意仕、甚歎ヶ數奉存候ニ付、書付ヲ以御伺奉申上候、此段幾重ニも御深考被成下、末□争論等無之安堵之所業出来候様、御賢慮之御差図被仰付被下候へ者、難有仕合奉存候、以上

天保十二丑年十二月十一日 車屋 五兵衛（印）

諸問屋 御年寄中

御年行司中

この資料は、車屋五兵衛の顧客であった田中平右衛門船（尾州知多郡富貴村）の積荷取り扱いをめぐって、兵庫津諸問屋の車屋五兵衛が諸問屋仲間へ訴え出た口述書である。田中平右衛門は、積み荷のうち「荏種菜種」（エゴマの種とアブラナの種）について、渡海屋豊次郎に取り扱いを委託したい旨を車屋五兵衛に申し出た。田中平右衛門船と渡海屋豊次郎との荏種菜種取引を車屋が認知したのは天保十二年十一月二七日頃、先述の「諸問屋仲間定書」が定められた翌月である。

この申し出について車屋は、「安永年中の規矩を以って、米穀の外荷物は初発より下拙（車屋）方にて売買とも商内仕来り罷り在り候」と主張している。田中平右衛門船の積み荷のうち「米穀の外荷物」は車屋が取り扱うべき商品で、その根拠は「安永年中（一七七二〜一七八一）の規矩」だという主張である。「初発より」とは「右平右衛門殿最初入船の義は凡式拾ヶ年余り以前」と同義で、田中平右衛門と車屋との取引が始まった文政四年（一八二二）頃という意味である。

この口述書から、兵庫津の諸問屋仲間が認められた直後（安永年間）には、諸問屋商いをする上での規則や規範のようなものが成立していたことがうかがえる。この規則・規範の成立には諸問屋仲間加入者の合意

があったと推定され、「安永年中の規矩」として知られていた。文政年間や天保年間になってもなお効力を持ち続けており、諸問屋と顧客との関係を定める基本的な方針になっていたことがうかがえる。

小 括

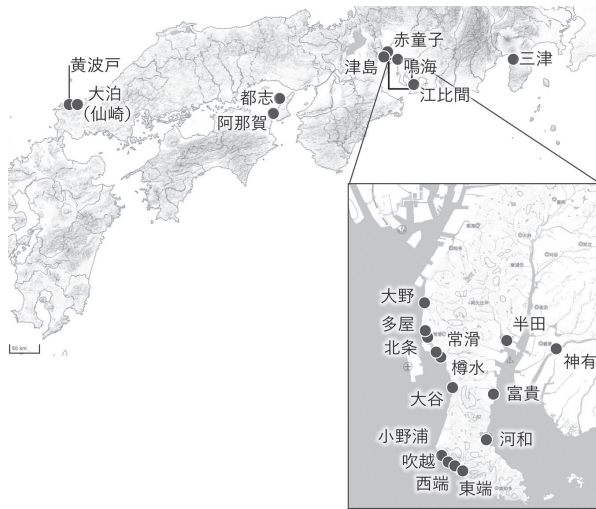
以上本章では、車田五兵衛家の資料を読み解く前提として、兵庫津諸問屋の仲間組織のあり方を概観してきた。

兵庫津諸問屋は、兵庫津に入る廻船を相手に、積み荷の委託販売を請け負った商人である。尼崎藩領時代には、「問屋商売」の名目で一三六軒の問屋が藩の認可を得ていた。明和六年に幕府領として上知されてすぐに株仲間結成を出願し、同九年に兵庫津諸問屋株一二一株が許可された。車田家文書によると、安永年間頃には諸問屋の規則・規範のようなものがあつたようで、「安永年中の規矩」などとよばれ、諸問屋と顧客との関係を定める基本方針になっていた。この規矩の全容は分からないが、天保年間に作成された証文や口述書から、①新規開業するときは諸問屋仲間への加入を届け出る（諸問屋株を取得する）、②顧客や取扱商品について他の諸問屋と競合しないようにすみ分ける、などが基本方針になっていたことが分かる。特に②については車田家文書に複数の訴訟記録が残されており、商慣行として重視されていたことがうかがえる。

2 諸問屋車屋五兵衛

（1）車屋五兵衛家の営業形態

本章では、①兵庫津諸問屋の営業形態、②商品管理の実態、③商品代



地図1 諸問屋車屋五兵衛顧客の船籍地

地図1は、車屋の顧客の船籍地を示したものである。典拠としたのは車田家文書に含まれる二冊の客船帳だが、全ての顧客を網羅した帳面ではないとされる点に留意する必要がある⁽¹⁹⁾。取引先の分布は伊豆から長門まで五か国におよぶものの、特定の地域に集中しているのが特徴で、特に知多半島に拠点を置く尾州廻船が多いことがうかがえる。

決済の三つの観点から、車屋五兵衛家の経営実態を考えてみたい。
車屋五兵衛の間屋創業の経緯は定かではないが、安永年間にはすでに諸問屋仲間に加盟しており⁽¹⁵⁾、天保期には諸問屋仲間年行司を務める有力商人になっていた⁽¹⁶⁾。屋敷地があったのは兵庫津新町で、大通りに面して間口五間四尺・奥行十三間（およそ九十坪）の屋敷地と、間口三間四寸・奥行一八間（およそ五十坪）の屋敷地を持っていた⁽¹⁷⁾。主な取り扱い商品は米穀（米・麦・大豆）や肥料（魚肥・糠）で、その他に銭・塩・油なども扱った。

車田家文書によると、商品を預かる蔵は屋敷地とは別のところにあつたようで、嘉永年間には、新町近くの浜（浜新町）に二棟の浜蔵を所持していた⁽¹⁸⁾。

ここではまず、諸問屋の商いについて、商品の預かりから販売先を探すまでの実態が読みとれる資料を紹介したい⁽²⁰⁾。

資料3 乍恐御訴訟

荷物取込	願人	兵庫新町	車屋	五兵衛
手形不渡り				
御札出入	相手	同所鍛冶屋町住屋徳兵衛かし家	上田屋権兵衛	
	同	同所木戸町	和泉屋いさ	
		代判	弥兵衛	

一私儀者諸国廻船宿荷請業体之者御座候処、右相手兩人共干鯛中買渡世之者にて、相手之内権兵衛より当六月七日鯛粕式百俵買取度趣申之、任其意兼て旅船より預り御座候鯛粕式百俵此代銀五貫式百五拾七匁四分六厘二壳渡、則同人より金八拾匁貳式朱之手形壹枚取、尚又錢五百三十七文受取、早速名宛両替御当地淡路町壺丁目米屋常七方へ取附二罷越候処、右権兵衛より入銀無之趣にて不渡申聞、無拠同人方へ及掛ヶ合、右鯛粕式百俵之内七拾俵差押へ、右手形差戻候間、素々江代呂物差戻可被致旨段々詰合候処、権兵衛申候者右鯛粕実者和泉屋いさ方へ売附候へ共、下地之借財二差違ヲ被致候坏と案外之儀申答、一向埒明不申不得止事、いさ方へ私方より引合候処、右同様之旨申答、是又取敢呉不申、甚以難渋仕候二付、浜蔵仲士之者へ代呂物行先等相尋候処、全和泉屋いさ方手船江積入、則同人方より仲士質等も貰受候由二付、直様右いさ宅へ参候、右鯛粕私方へ差戻具候様相頼候へ共、彼是申、頓着不仕候、右者全兩人手段ヲ以代呂物取込、前文之成行二相成候ハ、私より旅船へ申分も無之義と重々歎ヶ敷次第奉存候、最早

下にて可仕様無御座、乍恐奉願上候、何卒相手之者共御召出之上、右品差戻呉様被仰付被下候ハ、広大之御慈悲と難有仕合と奉存候、以上

この資料は、干鰯代銀の支払いをめぐって、車屋五兵衛が上田屋権兵衛と和泉屋いさ（ともに兵庫津の干鰯仲買）の両名を訴えた訴状である。この訴状には作成年が書かれていないが、天保十三年七月二三日付の関連文書があることから⁽²¹⁾、天保十三年頃の訴訟だと推定できる。

この資料では、車屋の業態を「諸国廻船宿荷請業体」だと表記している。諸問屋という用語を使わないのは、天保の改革により株仲間が停止されていることによるものだろう。車屋五兵衛は、干鰯仲買の上田屋権兵衛から鰯粕二〇〇俵の買注文を受け付け、銀五貫あまりで売り渡した。「売渡」したという表現が用いられるものの、別の箇所には「旅船より預り」の状態だったとも書かれている。「諸国廻船から預かった商品の買注文を受け付けた」という状態だったことが分かる。

商品代として受け取ったのは、手形一通（金八一両二朱）と錢五三七文であった。手形の方は、指定の両替商へ持ち込むと手形額面分の貨幣と交換してもらえる仕組みになっている。この手形の指定両替商（名宛両替）は大坂の淡路町壺丁目米屋常七であったが、両替商米屋から「（手形を発行した）上田屋権兵衛からの入金（入銀）がないので、この手形は不渡りである」という回答があった。本来であれば上田屋権兵衛は手形名宛人の両替商米屋常七に金八一両二朱分を預けておかねばならないが、その預金が行われていないという。

手形が不渡りだと分かった車屋は当該商品（鰯粕）の差し押さえを求めたが、商品はすでに上田屋から他の商人に転売されて、兵庫津から運

び出されていた。商品代を回収できなくなったこの状態について、車屋はこの資料の末尾で「私（車屋）より旅船へ申し分もこれ無き」（旅船廻船へ申し立てできない）と述べている。

資料3の二重傍線部の「旅船より預り」とはどのような状態なのか、もう一点別の資料をみておきたい⁽²²⁾。

資料4 乍恐御訴訟

願人 兵庫津新町 車屋 五兵衛

同所鍛冶屋町住屋徳兵衛かし家

相手 上田屋権兵衛

一私儀者諸国廻船宿荷請業体之者二御座候処、旅船より鰯粕預り蔵入仕罷在候処、右相手権兵衛義者干鰯仲買渡世之者にて、当六月朔日相手権兵衛申候二者、私客方より鰯粕注文申参候間、蔵入之鰯粕不残申受度存候へ共、先手本二少々貸呉候様申候二付、任其意鰯メ粕拾五俵、此代銀五百式拾式匁三分壹厘二取究、荷物相渡申候処（以下略）

この資料は商品代の回収を求める訴状の下書きで、作成年月日や宛先表記を欠いている。訴訟の相手方は資料3と同じ上田屋権兵衛だが、買注文を受けた日や商品数量が異なることから、資料3とは別件の訴訟だと理解できる。傍線部には「旅船（廻船）から鰯粕を預かり蔵入れしていた」「上田屋権兵衛（干鰯仲買）から『車屋の客方から鰯粕の売り注文があったので、蔵入りの鰯粕を残らず受け取りたいが、まずは手本（見本）の商品を少々貸してほしい』と申し出があった」と書かれている。

ではここで、以上二つの訴状からうかがえる兵庫津諸問屋の商いのようすを整理しておこう。

兵庫津諸問屋は、商品の預かりと販売先の仲介（買い注文の取り付け）、商品代の回収までを一括して引き受けるという業態であった。商品を蔵（浜蔵）に預かった状態で仲買からの買い注文を取り付け、交渉が成立すると商品を仲買に渡して商品代を回収する。商品代は貨幣で支払われることもあるが、手形で決済することもあった。

前章でみた資料2によると、諸問屋は廻船から口銭（仲介手数料）を受け取り、仕切状（仕切書）を発行している。ここでいう仕切状とは「売仕切」のことで、諸問屋が荷主に宛てに発行する、商品名と数量、代金、手数料などを記した計算書である。

資料3によると、商品代決済のために干鰯仲買から振り出された手形は「振手形」だったようである。資料3には、①名宛人（手形の受取人）として両替商米屋常七の名があり、②干鰯仲買上田屋権兵衛があらかじめ両替商に預けた預金から支払われるとある。これは江戸時代の振手形（現在の小切手に似た仕組みの決済方法）の要件に合致しており⁽²³⁾、大坂で多く行われた振手形が兵庫津でも用いられたことが分かる。大坂の両替商米屋常七は、兵庫津小物屋町の塩屋源兵衛（塩干魚仲買）とも取引するなど、複数の兵庫津商人を顧客としていた。車田家文書には、塩干魚代決済のために塩屋源兵衛から預かった手形について、米屋常七方に持ち込んだところ不渡りで決済できなかったと訴える訴状も残されている⁽²⁴⁾。

（2） 蔵入商品の管理

前節でみたように、諸問屋車屋五兵衛は、廻船から預かった商品を「蔵入」した状態で、仲買からの買い注文を受けていた。

ここでいう蔵とは、浜に建ちならぶ「浜蔵」である。兵庫津の浜蔵は浜頭（浜仲士惣代）とよばれる人物の管理下にあった。近世問屋取引の構造を分析した宮本又次氏によると、兵庫津には各浜に一人の浜頭がいたという⁽²⁵⁾。浜頭は浜蔵の鍵を預かって商品を管理するとともに、蔵入り商品の数量を管理する保証人でもあった。たとえ荷主や問屋であつても、浜頭の承諾がなければ浜蔵の鍵を開けることができなかった。近代の兵庫・神戸の港湾労働組織を分析した布川弘氏は、浜頭は各町の浜の支配権と荷役作業の営業権を持ち、問屋の荷役を請け負う立場にあり、積荷の揚げ降ろし労働を行う浜仲士を統率していたと位置づけている⁽²⁶⁾。

ここで、浜頭（浜仲士惣代）が蔵入り商品の管理者であつたことが分かる資料を紹介しておこう⁽²⁷⁾。

資料5 質入申証文之事

一肥後大豆 千五百俵

× 三斗七升五合入

右之大豆我等所持二御座候処、此度金子要用二附、其元殿へ質物二差入、金千両也隨ニ受取借用申候処実正也、然ル上者壹ヶ月二八朱半左之利足相加へ来六月晦日限元利皆済可仕候、万一限月二至元利皆済出来不申候ハ、右質物其元殿御勝手次第第二御支配可被成候、其時一言之子細申間敷候、為後日大豆質入証文仍て如件

但し大豆相庭下落致候ハ、早速入金可仕候、已上

慶応元年 質入主 車屋 五兵衛（印）

乙丑閏五月 証人 山屋 得次郎（印）

岩間屋 兵右衛門殿

資料6 預り申一札之事

一肥後大豆 千五百俵

ノ 三斗七升五合入

右之大豆槌ニ受取、我等支配仕候浜蔵ニ入置預り申処、実正也、

然ル上者、右大豆其元殿御入用之節者何時ニても此書付ヲ以無遅

滞相渡可申候、万一我等退身致候ハ、跡支配之者より急度為相

渡可申候、為後日大豆預り一札仍て如件

慶応元年 新町浜仲士惣代

乙丑閏五月 蔵支配人 備前屋長兵衛（印）

岩間屋 兵右衛門殿

この資料は、車屋が資金繰りのために浜蔵の商品を質に入れた証文と、その付属文書である⁽²⁸⁾。資料5では、車屋所持の肥後大豆一五〇〇俵を抵当に金一〇〇〇両を借りると述べている。相手方の岩間屋兵右衛門は、兵庫津出在家町で諸問屋を営んでいた。資料6の方は「預り申一札之事」という表題で、肥後大豆一五〇〇俵について「たしかに受け取り、私たちが支配する浜蔵に入れ置いて預かっている」ことを証明している。

資料6は新町浜仲士惣代・蔵支配人（浜頭）の備前屋長兵衛が岩間屋に宛てた形式だが、資料5の証文と同じ慶応元年（一八六五）閏五月付で作成されている。全体の筆跡も資料5と全く同じで、肥後大豆一五〇〇俵の質入れ（資料5）にあたり、「我等支配の蔵に該当の商品がある」ことを浜頭が保証する添え証文として、資料6が書かれたことが分かる。

先にみた資料3の訴訟で車屋は、決済できなかった商品を差し押さえるために、「浜蔵仲士」（浜仲士）に商品現物の所在を尋ねていた。諸問屋の車屋は商品がすでに積み出されたことを把握しておらず、浜仲士からの指摘によってその事実を知ったと述べている。諸問屋は帳簿上で預

かり商品の動静を把握しているものの、商品現物の管理には関わっておらず、商品現物の管理は浜頭（浜仲士惣代）の業務だったことが分かる。

（3） 商品代の決済をめぐる

本章1節でみたように、諸問屋が仲買から商品代を回収する時の決済には、貨幣による決済とあわせて、「振手形」が用いられた。

車屋の取引では、これ以外にもいくつかの手形が使われていた。次の資料は、車田家文書に含まれる荷為替手形である⁽²⁹⁾。

資料7 覚

一金三百両也

右者今般日比弥兵衛殿へ為替取組、当地にて槌ニ受取申候、代り金此書付引替御渡可被下候、以上

西七月 住田屋佐七（印…尾州内海／内佐）

車屋五兵衛殿へ

（裏書）

「表書之通り槌ニ受取申候

酉七月八日 日比佐兵衛（印…尾州内海／伊通丸）」

尾州廻船船主（知多郡内海）の内田佐七が車屋五兵衛宛てに振り出したもので、「（尾州知多郡西畑の）日比弥兵衛方では替の取り組みを行った」と書かれている。

荷為替手形とは、江戸時代の商品取引で用いられた決済手段の一つで、逆手形（戻手形）の形態をとる⁽³⁰⁾。荷積問屋・船持は、商品を船積みする際に自分の取引先両替商から資金を前借りし、荷受問屋宛てに先払い代金の支払いを求める荷為替手形を振り出す。荷為替手形は、商品と

もに荷受問屋に送られる。荷受問屋はこの手形を両替商に持ち込んで決済を完了させる。

車田家に残る荷為替手形は十二枚、全て車屋五兵衛宛てで、うち十一枚が尾州廻船の船主や船頭から振り出されている。為替取組を行った両替商は、尾州知多半島の商人と大坂の両替商が多い。尾州廻船が持ち込んだ商品の先払い決済や内金決済に、この手形が用いられたのだろうか。

このほかにも車屋五兵衛宛ての「振手形」三通、「振差紙」三通、「預り手形」一通が残されている。振手形三通の振出人は、高砂浦（播磨国）の川岸屋亀太郎ほか高砂の商人である。振差紙の振出人は、尾州廻船船主の内田佐七、尾道（安芸国）の竹原屋七郎右衛門、兵庫津の新力丸善助である。

江戸期の決済システムを分析した研究によると、振手形・振差紙・預り手形はいずれも両替商宛てに振り出された手形だとされる。尾州廻船・内海船と兵庫津との商取引を研究した斎藤氏は、尾州廻船は兵庫津問屋に取替金・貸越金を預けており、兵庫津の問屋が取引資金の金融機関機能を担っていたと指摘している⁽³¹⁾。

これら手形の分析は、諸問屋業務をめぐる資金の流れを裏付ける重要な課題であるが、車田家文書には会計帳簿が含まれず、その全体像を明らかにすることは難しい。

小 括

以上本章では、諸問屋車屋五兵衛の商いについて、車田家文書から読み取れることを提示してきた。

兵庫津諸問屋は、廻船の積み荷を荷揚げして浜蔵で預かり、仲買から

の買い注文を受け付けた。買い注文が成立すると、仲買から商品代金を回収して廻船側への決済を完了させた。車屋は、仲買から商品代金が回収できない状態を「旅船（廻船）に迷惑がかかる」と表現している。兵庫津諸問屋の商いとは、積み荷の預かり、委託販売、商品代金の回収と決済の全てに責任を負うものだったことがうかがえる。

もともと車屋は商品実物の管理には深く関わらなかったようで、浜蔵に収めた商品は、港湾の荷役作業を統括する浜頭（浜仲士惣代）の管理下にあった。

車田家文書には、尾州廻船から車屋宛ての荷為替手形が複数枚残されているほか、車屋宛ての振手形・振差紙も数枚ずつ残されている。荷為替手形は、廻船から預かった商品の先払い決済や内金決済との関わり、後者の手形類は、廻船の取引資金を預かるなどの金融機関機能を担ったこととの関わりが想定されるが、詳しい分析は今後の課題としたい。

おわりに

本稿では、宝塚市が所蔵する車田家文書を読み解きながら、兵庫津諸問屋車屋五兵衛家の営業形態を提示してきた。

車屋が営んだ諸問屋の商いとは、積み荷の預かり、委託販売、商品代金の回収と決済の全てに責任を負うという営業形態であった。預かった商品は車屋が所持する蔵（浜蔵）に納めるものの、商品実物の管理には深く関わっておらず、浜蔵の商品管理は、港湾の荷役作業を統括する浜頭（浜仲士惣代）の管轄事項であった。

兵庫津諸問屋の特徴として、特定の商品だけを取り扱う専門問屋化が

進んでおらず、廻船が積んできた各種商品を扱うことに特徴があったことが知られている⁽³²⁾。ただし諸問屋仲間には、他の諸問屋と競合しないよう顧客や取引商品をすみ分けするという取引慣行があり、自家の顧客が積んできた商品の全種類を一括して扱えるわけではなかった。

本稿で扱ったのは天保末～慶応期の事例で、車屋が兵庫津の有力な諸問屋として存在感を示した時期のものである。天保十三年の株仲間停止と嘉永四年の株仲間再興、同五年の箱館産物会所の設置による流通構造の再編など、兵庫津を取りまく流通構造に大きな変化があった時期にあたる。これらの動向が車屋五兵衛家の諸問屋経営にも少なからず影響を及ぼしたはずだが、本稿ではまず諸問屋の実態を提示することに重点を置いたため、これらの点について十分に言及することができなかった。

また2章の最後で触れた手形の詳しい分析も、今後に残された課題である。車田五兵衛家の経営について検討すべき課題が多く残されていることを確認して稿を閉じたい。

註

- (1) 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世（神戸市、一九九二年、一〇九～一一〇頁）。
- (2) 宮本又次『近世商業組織の研究』（有斐閣、一九三九年）、斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』（柏書房、一九九四年）、中部よし子「近世における都市間の流通と変化」（中部よし子編『大坂と周辺諸都市の研究』、清文堂出版、一九九四年）。
- (3) 原直史「全国市場の展開」（大津透ほか編『岩波講座日本歴史』第二二巻近世3、岩波書店、二〇一四年、一二八～一三〇頁）。
- (4) 車屋五兵衛に触れた研究として、斎藤氏前掲書（註2）のほか、高部淑子「上方における尾州廻船の活動と兵庫・大坂」（『知多半島の歴史と

現在』二〇、二〇一六年）などがある。斎藤氏は、車屋五兵衛について「一次・二次の長州戦争のはざまの時期に、軍需物資たる米を、兵庫において一五〇〇俵余りも集荷しうる手腕をもつ」問屋だと評価している（斎藤氏前掲書三三三～三三四頁）。

- (5) 石川道子「兵庫津車屋五兵衛家の船宿経営―宝塚市市史資料室に寄贈された「車田家文書」より―」（『市史研究紀要たからづか』二六、二〇一三年）。この文書群の史料価値について河野未央氏は、「知多半島を拠点として活躍した「内海船」（中略）の船宿が兵庫津にあり、重要な取引相手となっていたことはよく知られていたが、史料が断片的にしか残されていないため、斎藤善之氏の成果以降は大きな研究の進展はみられていない」とし、兵庫津の歴史研究を進展させる文書群として高く評価している（河野未央「兵庫津車屋五兵衛家の生活文化―宝塚市市史資料室寄贈「車田家文書」より「祝い事」を中心に―」、『市史研究紀要たからづか』二八、二〇一七年）。

- (6) 宮本氏前掲書二二六頁（註2）。兵庫津諸問屋については同書による。
- (7) 「南鐐銀拝借願書」安永九年（神戸市編『神戸市史』資料一、一九二三年）。大国正美「太平の世の港町と役割」（神戸新聞総合出版センター、一九九六年、一八六頁）によると、この問屋改めは延宝七年（一六七九）に行われた。
- (8) この頃の兵庫津の役割は、「天下の台所・大坂の外港的な役割を持つて」おり、兵庫津の問屋は「大坂と江戸を結ぶ菱垣廻船問屋の系列下に置かれてい」たとされる（大国氏前掲書一八六頁、註7）。
- (9) 兵庫津の諸問屋仲間については、中部氏前掲論文（註2）・宮本氏前掲書（註2）による。

- (10) 「諸問屋仲間定書」天保十二年(神戸市編『神戸市史』資料二、一九二三年)。
 - (11) 宝塚市立中央図書館市史資料室所蔵車田家文書一一九「一札」天保十年。前掲石川論文にも翻刻が掲載されている(註5、四五頁)。
 - (12) 斎藤氏前掲書一九七頁(註2)。
 - (13) 安永二、三年の兵庫津諸問屋中の口銭納入記録には渡海屋善右衛門の名がなく(「口銭高書上目録控」、神戸市編『神戸市史』資料二、同九年に兵庫津諸問屋が南鐐銀二〇〇〇両を拝借した際には、質物を差し出した諸問屋の一軒として渡海屋善右衛門の名がある(「南鐐銀拝借願書」、註7)。渡海屋善右衛門は安永三、九年頃に諸問屋仲間に入したようである。
 - (14) 車田家文書一二六「乍憚口上」天保十二年。
 - (15) 石川氏前掲論文三三頁(註5)。
 - (16) 「諸問屋仲間日記」(註10)。
 - (17) 兵庫津新町の屋敷地と取り扱い商品は、斎藤氏前掲書二〇四、二〇六頁・二〇七頁による(註2)。
 - (18) 車田家文書「家屋敷質入証文之事」嘉永七年。同文書によると、桁行五間・梁行十間半(約九×十九m)、惣瓦葺き、三か所の出入り口を持つ蔵であった。
 - (19) うち一冊には「覚」、もう一冊には「尾州勢州御客控」という表題がある。前者は表紙右肩に「は廿五」の朱書きがある綴り、後者は尾張に拠点をもつ船主の船籍地と名前だけが書かれた帳面である。この二冊について石川氏は、諸問屋の営業権を明示するために書かれる「客船帳」に相当する顧客名簿だが、二冊ともに全ての顧客を網羅した帳面ではないとみられると評価している(石川氏前掲論文三六、四〇頁、註5)。
 - (20) 車田家文書一五四「乍恐御訴訟」。
- (21) 車田家文書一二八「乍憚口上」天保十三年。
 - (22) 車田家文書七〇「乍恐御訴訟」。
 - (23) 鹿野嘉昭「江戸期大坂における両替商の金融機能をめぐって」(『経済学論叢』五二二、二〇〇〇年)、鎮目雅人「江戸期日本の決済システム―貨幣、信用、商人、両替商の機能を中心に―」(『国民経済雑誌』一九七五、二〇〇八年)。
 - (24) 車田家文書七七「乍恐書附ヲ以奉願上候」天保十三年(石川氏前掲論文五三頁、註5)。
 - (25) 宮本氏前掲書(註2)、二六九頁。
 - (26) 布川博「明治期都市職人組織の再編と社会秩序―兵庫・神戸の浜仲仕業を中心として―」(『人民の歴史学』一一二、一九九二年)。
 - (27) 車田家文書一〇「預り申一札之事」慶応元年、同一「質入証文之事」慶応元年。
 - (28) 石川氏前掲論文に、資金繰りのために商品を兵庫津商人に質入れする行為があったことが紹介されている(五一、五二頁、註5)。
 - (29) 車田家文書一〇四「覚」。
 - (30) 新保博「徳川時代の商業金融―荷為替金融をめぐる―」(『国民経済雑誌』一一五、一九六七年、四〇、四一頁)。
 - (31) 斎藤氏前掲書二三九頁・三三三頁(註2)。
 - (32) 『新修神戸市史』(註1)、宮本氏前掲書(註2)ほか。
- 付記 車田家文書の調査にあたっては、宝塚市立中央図書館市史資料室津田千陽氏にご協力いただきました。末筆ながら感謝申し上げます。
- (兵庫県企画部地域振興課・当館学芸員)